

学校感染症等による出席停止について

学校保健安全法により、医療機関において、学校感染症にかかっている、または感染の疑いがあると診断された場合には、本人が十分に休養することや、感染の拡大を防止するため、通常の欠席ではなく出席停止の扱いとなります。

医師より学校感染症であると診断された場合には、御家庭で十分に療養してください。下記の感染症にかかった場合は、必ず学校に御連絡下さい。

< 主な学校感染症 >

	病名	出席停止期間
第二種	インフルエンザ ※	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳 ※	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか) ※	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)※	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん(三日ばしか) ※	発しんが消失するまで
	水痘(水ぼうそう) ※	すべての発しんが痂皮化する(かさぶたになる)まで
	咽頭結膜熱(プール熱) ※	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※ 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

第三種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 例 ・流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎、 〇〇ウイルス感染症) ・溶連菌感染症 ・ウイルス性肝炎 ・手足口病 ・伝染性紅斑(リンゴ病) ・マイコプラズマ感染症 ・ヘルパンギーナ	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができるもの。

令和7年度まで「学校感染症等治癒通知書」「インフルエンザに係る欠席報告書」の提出をお願いしていましたが、今後、提出の必要はありません。医師の指示と出席停止期間のとおり出席停止となります。また、指示された期間以上に発熱や咽頭痛、咳などの普段と異なる症状がある場合には、欠席や受診についてお願いすることがあります。